

2012 年度中堅職員ステップアップ研修(1)
領域2 区分C コレクションづくりの考え方
領域2 区分C コレクションづくりの実際
2012年10月15日(月)9:30~16:00
日本図書館協会 2階 研修室
内野安彦(松本大学松商短期大学部)

日 程

- 9:30~11:40 講義
- 11:40~12:00 自己点検
- 13:30~14:00 講義
- 14:00~15:30 グループ演習
- 15:30~16:00 まとめ

コレクションづくりの考え方

はじめに

1. あらためて、図書館のコレクションづくりとは

(1) 「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会 1954年採択 1979年改訂)

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

〔3.4.は省略〕

- (2) 図書館員の倫理綱領（日本図書館協会 1980年6月4日 総会決議）

（資料に関する責任）

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

図書館員は、専門的知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集・提供の自由を侵すいかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集・提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・提供を行ってはならない。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、

この知識を前提としてはじめて、潜在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができることを自覚すべきである。

第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

出版の自由は、単に資料・情報の送り手の自由を意味するのではなく、より根本的に受け手の知る自由に根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立って、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する社会的役割と責任を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に読者の立場に立ってこれら関連分野との協力につとめるべきである。

(3) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(2001年7月18日 文部科学省告示第132号)

二 市町村立図書館 (二) 資料の収集、提供等

住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

三 都道府県立図書館 (六) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、三の(九)により準用する二の(二)(*)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

(*) 市町村立図書館の資料の収集、提供に準じる

(4) 公立図書館の任務と目標 (1989年1月 確定公表 2004年3月 改訂)

日本図書協会図書館政策特別委員会)

第2章 市(区)町村立図書館 3 図書館資料

36. 図書、逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料などは、人類の知識や想像力の成果を集積したものであり、人びとの生活に欠くことのできない情報伝達の手段である。図書館は、すべての住民の多様な資料要求に応えるため、これらの資料を幅広く、豊富に備える。

図書館は、住民が外部ネットワークの情報資源へ自由にアクセスできる環境を整備する。

37. 資料構成は、有機的なつながりをもち、住民のニーズと地域社会の状況を反映したものでなければならない。とくに地域館では、児童用資料を豊富に備える必要がある。

38. 資料は、図書館の責任において選択され、収集される。

図書館は、資料の収集を組織的、系統的に行うため、その拠りどころとなる収集方針及び選択基準を作成する。これらは、資料収集の面から図書館サービスのあり方を規定するものであり、教育委員会の承認を得ておくことが望ましい。

収集方針及び選択基準は、図書館のあり方について住民の理解を求め、資料構成への住民の参加と協力を得るために公開される。

39. 住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するよう努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館が支持することを意味するものではない。

40. 地域館では、住民の身近な図書館として、日常の問題解決に役立つ参考図書、教養書、実用書、読み物など、その地域に適した図書を備える。また地域の事情に応じて外国語図書を収集する。

41. 図書館は、住民の関心に沿って、幅広く多様な雑誌を選んで備える。また、地域の状況に応じて外国雑誌も備える。

42. 図書館は、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の状況に応じて専門紙を備える。

43. 図書館は、図書、雑誌、新聞のほか、CDや録音テープなどの音声資料、フィルムやビデオソフトなどの映像資料、CD-ROMなどの電子資料や写真、地図などを備える。また、視覚・聴覚障害者のために、点字図書、録音図書、大活字本、字幕付映像資料などの資料の収集にも努める。

44. それぞれの地域に関する資料や情報の収集・提供は、図書館が住民に対して負っている責務である。そのため図書館は、設置自治体の刊行物及びその地域に関連のある資料を網羅的に収集するほか、その地域にかかわりのある機関・団体等の刊行物の収集にも努める。また、その地方で刊行される一般の出版物についても収集に努める。

図書館が収集したそれぞれの地域に関する資料・情報については、より有効に活用できるように、目録やデータベースの作成を行う。

45. 住民の多様な資料及び情報の要求に応えるためには、公刊される資料の収集だけでは不十分である。図書館は、ファイル資料を編成したり写真資料、録音・録画資料を作成し、図書、小冊子などを出版する。あわせて、資料の電子化をすすめネットワークなどを通じて公開する。さらに、障害者のために、それぞれの必要な資料の製作に努める。
46. 図書館は、すべての資料が利用者の求めに応じて迅速、的確に提供できるように、統一的にその組織化を行う。
47. 図書館は、住民がどのサービス・ポイントからでも、すべての所蔵資料を一元的に検索できるよう目録を整備する。目録は、常に最新の情報が提供できるように維持されなければならない。
48. 利用者が直接、自由に求める資料を手にすることができるよう、日常的に利用される資料を中心に、可能な限り多くの資料を開架にする。その排列にあたっては、利用者が資料をみつけやすく、利用しやすいような配慮が必要である。
49. 図書館は、常に新鮮で適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新及び除籍を行う。広域的に再利用が見込める資料については、県立図書館等への譲渡によって活用をはかる。

第3章 都道府県立図書館 3 図書館資料

72. 県立図書館は、住民のあらゆる資料要求に応える責任と、市町村立図書館の活動を支える資料センターとしての役割を果たすため、図書、逐次刊行物、電子資料、マイクログ資料、視聴覚資料のほか、障害者用資料など、多様な資料を豊富に収集し、保存する。あわせて、住民や市町村立図書館が外部ネットワークの情報資源へ自由にアクセスできる環境を整備する。
73. 県立図書館の資料は、児童用資料を含み、すべての主題分野を包括するとともに、それぞれの分野では有機的なつながりをもった構成でなければならない。
74. 県立図書館は、資料の収集を組織的、系統的に行うため、収集方針及び選択基準を作成し、公開する。
75. 県立図書館は、国内で出版される図書、とりわけ県内の出版物を網羅的に収集するほか、外国で発行される図書についても広く収集に努める。
76. 県立図書館は、外国で発行のものも含め、あらゆる主題の雑誌を収集する。また、新聞についても、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、専門紙をできるかぎり幅広く収集するとともに、外国の新聞の収集にも努める。
これら逐次刊行物の保存については、県立図書館はとくに留意する必要がある。
77. 県立図書館は、その県及び関係機関、団体の発行する資料の収集に責任をもつほか、市町村立図書館の協力を得て、各地の地域資料も収集する。

78. 県立図書館は、地域の要求に応えるため、ファイル資料、写真資料、録音・録画資料を作成し、図書、小冊子などを出版する。あわせて、資料の電子化をすすめネットワークなどを通じて公開する。さらに、障害者のために、それぞれの必要な資料の製作に努める。
79. 日々の増加図書を含むすべての所蔵資料の検索を容易にして、その円滑な利用をはかるため、県立図書館は自館所蔵資料のデータベースを作成し、維持する。また、郷土資料目録など必要な総合目録の作成にも努める。
80. 県立図書館は、所蔵資料の充実に努め、除籍は最小限にとどめる。

2. コレクションづくりの課題

・価値論と要求論

価値論「図書館が所蔵するに足る文献的基準あるいは価値が存在するもの」

要求論「納税者として、図書館が何を購入すべきか命令する権利があるとする主張」

1930年代に、シカゴ大学のレオン・カーノフスキーが初めて用いる

『市民の図書館』で、価値論から要求論への転換を主張

・制限的要求論と絶対的要求論

制限的要求論「住民の要求に応えることを原則にしつつ、公共機関として維持すべき一定の質的基準があることを前提」

絶対的要求論「原則として受け入れられない図書はないという理念」

・図書館サービスの広域性

図書館は地方自治体間のサービス境界を払拭した稀有な行政サービス

近隣図書館との積極的差別化による相乗効果

・金太郎飴と揶揄される背景

選書ツールの標準化

他館の所蔵状況が選書の基準

・利用者の資料要求の変化

図書館サービスの黎明期の要求から、成熟期の要求への変化（個人的要求から社会的要求へ）

・貸出冊数を増やすのか、利用者を増やすのか

図書館の利用者は市民の2割程度

貸出冊数への著しい拘泥は、コレクションづくりに悪影響を及ぼす

・自治体の基本計画、生涯学習基本計画等との整合性

基本計画に掲げた数値目標

自治体における図書館の位置づけ

資料 「第5次日進市総合計画 抜粋」186頁～189頁

「江戸川区基本計画（後期） えどがわ10年プラン 抜粋」88頁

3. 出版流通と図書館

・二大取次と地方・小出版流通センター

日販とトーハンで70%以上のシェア

小規模出版社の物流の改善

アンテナショップ「書肆アクセス」の閉店

・図書館＝無料貸本屋論

2000年～2003年に活発に論議

林望「図書館は『無料貸本屋』か」『文藝春秋』2000年12月号

楡周平「図書館栄えて物書き減る」『新潮45』2001年10月号 など

資料 根本彰「図書館での貸出し猶予の意味」『出版ニュース』2011年4月中旬号

田井郁久雄「根本彰の投稿「図書館での貸出し猶予の意味」を読んで」『出版ニュース』2011年6月上旬号

・ **図書館は出版業界の一員なのか**

図書館員の倫理綱領

消極的な出版関係資料収集の実態

資料 公益社団法人 日本文藝家協会理事長 篠 弘「図書館業務の民間委託についての提言」平成24年9月18日

・ **図書館市場**

図書館市場の実態

日本図書館協会「公立図書館貸出実態調査2003報告書」の示すもの

資料 「公立図書館貸出実態調査2003報告書 集計 抜粋」16～17頁

・ **出版文化とは何か**

図書館は出版文化を守る砦

4 . 地域資料の収集

・ **地域資料の範囲**

特定の地域で刊行・生産され、また、その地域に関して記述されている資料

地域資料 = 郷土資料、地方行政資料

図書館法第3条 「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、(以下、省略)」

・ **図書館の主役は地域資料**

主役であるべき地域資料が図書館では一般書の脇役

コレクションづくりの実際

1. コレクションの集め方

資料収集方針

予算配分

資料入手方法

2. コレクションの魅せ方

- ・集めただけでは宝の持ち腐れ
- ・書架の鮮度管理 利用率と回転率の活用
- ・資料を活かしたブランディング

資料 天野由貴「見せる？魅せる！ドキドキをワクワクに変える！！」『専門図書館』No.253 ,
2012.5

3. グループ演習（事例研究）

事例研究 書架の鮮度管理を判断してみる

事例研究 もしも、わがまちから有名人作家が生まれたら

事例研究 もしも、わがまちがプロサッカーチームの本拠地になったら